

## 「重大な契約違反」による契約の解除：アップデート

### はじめに

2007 年 3 月のニュースレターでは、一方の当事者が「重大な契約違反」を犯した場合に相手方当事者が契約を解除する権利を有することを定める条項に関する英国法の見解について解説いたしました。

本稿では、「重大な契約違反」の意味、特に英国法における「履行拒絶」の概念との違いの明確化に有用となった最近の判例について考察いたします。

### 英国法における「履行拒絶」

英国法では、次の場合に一方の当事者による契約違反が相手方当事者に契約を解除する権利を与えます。

1. ある契約違反が「履行拒絶」に該当する場合（かつ、そのような契約違反が生じた際の解除権を当事者らが除外していない場合）
2. ある契約違反が相手方当事者に解除権を与えることを当事者らが契約上に明示的に定めている場合

上記分類の1点目と英国法における「履行拒絶」が何によって構成されるかに関する包括的な議論は、本稿の議論の対象外となります。しかし簡潔に纏めると、ある契約違反が、契約履行の中心となる条項にかかわる場合（または当事者らが契約の中心となると特定した条項にかかわる場合）および相手方当事者が契約上得たであろう利益を実質的に奪うものである場合、その契約違反は英国法廷で「履行拒絶」として扱われるでしょう。

### 英国法における「重大な契約違反」

これに対し、一方の当事者による「重大な契約違反」が生じた場合に相手方当事者に解除権を与えると定めた契約条項は、上記分類の2点目に該当します。しかし、そのような条項は個別の契約違反が「重大」であるか否かという問題を残します。

前回のニュースレターでも解説されたように、「重大な契約違反」という文言は商業契約に一般的に用いられているものの、英国法廷（の判例）では絶対的な特別の意味を与えていません。歴史的には英国法廷はその文言を「履行拒絶」と同意義であると解釈する傾向がありました<sup>1</sup>。しかし、ここ10年の間に、英国法廷において「重大な契約違反」が「履行拒絶」と異なる意味を有し、その意味が個々の契約の状況に依拠するものだということが明確にされました。

*National Power Plc v United Gas Co Ltd (1998)*<sup>2</sup> という事件では、英国法廷は、「重大な契約違反」とは、違反が無かった場合に相手方当事者が契約から得ていたであろう利益に対して深刻な影響を及ぼす契約違反であると判断しました。問題となった契約違反は、National Power の側が情報提供を要請され、これを怠ったという主張にかかわるものでした。National Power は「重大な契約違反」が「履行拒絶」と同意義である（よって United Gas に契約の解除権を認めるには、United Gas の側に契約上発生している利益に単なる「深刻な影響」以上の影響が及ぼされる必要がある）と主張しようとしたのですが、裁判所はこの主張を退けました。

ご住所・連絡先に変更がある場合はお手数ですが、[peter.godwin@herbertsmith.com](mailto:peter.godwin@herbertsmith.com)までご連絡ください。

配信停止をご希望の場合は[こちら](#)をクリックしてください。

また、本ニュースレターの内容あるいはその他御社の事業内容に関連する御質問がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

### Contacts



ピーター・ゴッドウィン  
パートナー

外国法事務弁護士

Tel: +81 3 5412 5412

E: [peter.godwin@herbertsmith.com](mailto:peter.godwin@herbertsmith.com)



ドミニク・ラウトン  
パートナー

外国法事務弁護士

Tel: +81 3 5412 5412

E: [dominic.roughton@herbertsmith.com](mailto:dominic.roughton@herbertsmith.com)



デイヴィッド・ギルモア  
パートナー

外国法事務弁護士

Tel: +81 3 5412 5412

E: [david.gilmore@herbertsmith.com](mailto:david.gilmore@herbertsmith.com)



ギャビン・マーゲットソン  
シニア・ソリシター

外国法事務弁護士

Tel: +81 3 5412 5412

E: [gavin.margetson@herbertsmith.com](mailto:gavin.margetson@herbertsmith.com)

<sup>1</sup> *Fortman Holdings Ltd v Modem Holdings* [2001] ECWA Civ 1235 および「実質的な違反」との関連では *Crane Co v Wittenborg A/S* [1999] All ER (D) 1487 をご参照ください。

<sup>2</sup> *National Power Plc v United Gas Co Ltd and another* [1998] All ER (D) 231.

また、*Dalkia Utilities Services Plc v Celtech International Ltd (2006)*<sup>3</sup> という事件では、製紙業者 (Celtech) に対する (Dalkia による) エネルギー・サービスの供給に関する契約に、Celtech が「…支払義務の重大な違反」を犯した場合に Dalkia の解除権を直ちに認めると定められていました。Celtech は計 174 回にわたる月次分割払いにおいて 3 ヶ月連続して支払いを怠り、Dalkia は重大な契約違反に基づく契約の解除を裁判所に訴えました。英国法廷は、「重大な契約違反」が「履行拒絶」と同意義でないことを明示的に確認し、契約に定められた支払いを継続的にかつ複数回怠ったことは「重大」であり、Dalkia は契約の解除権を有するという判断を示しました。

## 最近の判例

先日の *Crosstown Music Company 1, LLC v Rive Droite Music Ltd and others (2009)*<sup>4</sup> に至るまでの一連の判決において、英国法廷は National Power や Dalkia で示した見解を確認しています。Crosstown では、「重大な契約違反」が必ずしも「履行拒絶」に該当する訳ではないと再び判断し、「重大」という文言が単に、

「*瑣末の対語としての重大という概念を示唆するものであり、その重大性は全体的な状況を考慮して量られなければならない*」

としています<sup>5</sup>。したがって、契約違反の重大性に関する限り、英国法廷が各事件を各々の実体に即して取扱うこと、そしてある契約違反が解除権を与えるほど十分に重大とみなされるか否かはその契約違反の性質および結果、契約全体における当該契約違反の重要性、契約の期間 (特に残存期間)、当事者に契約の解除権が与えられた場合と与えられない場合の各々の結果といった要因に依拠するということが、現在疑いようもなく明確となっています<sup>6</sup>。

## 「重大な契約違反」にかかわるリスク

英国法廷が「重大な契約違反」についてこのような解釈を示し「重大な契約違反」と「履行拒絶」の概念を区別したことは、英国の判事が個別の契約違反の重大性にかかわる判断について相当な裁量を持つことを意味します。これは (裁判所が各事件において適切な判決を決定する前に様々な要因を考慮に入れることを可能にし、) 公平や正義の観点から有益であるものの、一方の当事者に「重大な契約違反」があった場合に相手方当事者が契約を解除することができるだけ契約条項が定めている場合、当事者である企業の立場にいくらか不確実性を残します。

このような条項を定めた契約において相手方当事者による契約違反に直面した場合、当事者は、当該契約違反が重大な契約違反であると判断して契約の解除を試みる前に気をつけなければなりません。もし当該契約違反が重大な契約違反には該当しないとみなされた場合、当事者が試みた解除自体が契約の履行拒絶とみなされ、相手方から契約の早期解除による損害賠償請求 (または反訴) を受ける側に立たされる可能性があります<sup>7</sup>。

よって、契約当事者は、解除条項の作成に関する交渉にあたり、当事者一方に契約の終了を宣言する資格を与える契約違反の事由として「重大な契約違反」が含まれる場合にも、気をつけなければなりません。この不確実性を減らすには、契約当事者らが重大であると合意する契約違反の種類を (何らかの契約違反があった際には必ず重大な契約違反に該当すると当事者らがみなす行為の種類、または特定の条項に言及することで) 特定するという方法があります。

## 過去 12 ヶ月のバックナンバー

- 2008 年 9 月  
「最善の努力」と「合理的な努力」について  
— 契約の明確性を確保するために —
- 2008 年 10 月  
インドにおける紛争解決をめぐる最近の動向
- 2008 年 11 月  
紛争回避および解決において検討すべき重要事項
- 2008 年 12 月  
紛争の相手方当事者が破産した場合の対処方法について
- 2009 年 1 月  
ニューヨーク条約に基づく仲裁判断の執行をめぐる英国における最近の動向
- 2009 年 2 月  
2004 年の仲裁制度改革とその後
- 2009 年 3 月  
紛争解決条項の作成 確実性の重要性
- 2009 年 4 月  
判例法に基づく訴訟で用いられる裁判費用負担に関するテクニック
- 2009 年 5 月  
金融危機における詐欺行為対策
- 2009 年 6 月  
サウジアラビアの法制度について
- 2009 年 7 月  
国際物品売買契約に関する国際連合条約 (CISG): パート II
- 2009 年 8 月  
国際物品売買契約に関する国際連合条約 (CISG): パート III

<sup>3</sup> *Dalkia Utilities Services Plc v Celtech International Ltd* [2006] 1 Lloyd's Rep. 599.

<sup>4</sup> *Crosstown Music Company 1, LLC v Rive Droite Music Ltd and others* [2009] All ER (D) 269.

<sup>5</sup> 前掲。 *Phoenix Media Ltd v Cobweb Information Ltd (2000) Unreported* および *Gallaher International Ltd v Tlais Enterprises Ltd* [2008] All ER (D) 273 もご参照ください。

<sup>6</sup> 2000 年に *Phoenix Media Ltd v Cobweb Information Ltd (2000) Unreported* において英国法廷が示した見解。 *Glolite Ltd v Jasper Conran Ltd* (1998) *The Times* 28 January 1998 もご参照ください。

<sup>7</sup> 当事者が契約の解除権について誤解して善意で解除を試みた場合、英国法廷がその行為を履行拒否とみなす可能性は低いでしょう。しかし、解除について説得力の弱い主張を行う当事者に対して法廷はあまり好意的に対応しないと考えられます (2007 年 3 月ニュースレターおよびその文中の *Woodar Investment Development Company v Wimpey Construction Co Ltd* (1980) 1 All ER 571 に関する議論をご参照ください)。

こうした方法によって契約履行中における不確実性のレベルを下げることは可能です。しかし多くの複雑な契約においては、当事者らは重大性を構成する要素についてある程度の柔軟性をもつことを望むでしょう。そのため、重大な契約違反に該当する行為を列挙する条項であっても、その条項に挙げられた項目が包括的ではないという前提に立ちます。

## 結論および実務上の考慮点

英国法では、特定の契約において何が「重大な契約違反」を構成するかという点は各事案の状況に依拠し、法廷は契約違反の「重大性」を決定する際には契約違反のもたらす結果に着目します。「重大な契約違反」を解除権の契機とする契約においては、ある契約違反が相手方当事者に解除権を与えるかどうかについて明確でない状況が生じる可能性があります。

したがって、「重大な契約違反」に関する条項を含む解除規定を作成する際には、次の点を考慮すべきでしょう。

- 「重大な契約違反」に関する条項が全ての契約に適切である訳ではないということ— 当事者らは、相手方当事者が契約上得たであろう利益に「深刻な影響」を与えるに過ぎない(だが、相手方当事者が得たであろう利益を実質的に奪いはしない)契約違反が、契約の解除というオプションを与えるに至るのが妥当か否かを検討する必要があります。
- 「重大な契約違反」を構成する行為の種類を特定することで「重大な契約違反」に関する条項の不確実性を最小限化すること。

本稿は法的助言ではないため、法的助言として使用することを禁じます。法的助言は個々の案件の具体的な状況についてお求めください。

ハーバート・スミス LLP、グライス・ルッツおよびシュティッペは独立した法律事務所であり、それぞれ提携関係を締結しています。

〒107-6241  
東京都港区赤坂 9-7-1  
ミッドタウンタワー41階

© Herbert Smith 2009